

修繕費用の負担区分

9.ベランダ



⑤避難はしご

⑥洗濯機用の排水金物



	物干し金具	
①	腐食、破損	指定管理者
	汚れ、傷	入居者
	手すり	
②	腐食、破損	指定管理者
	汚れ、傷	入居者
	隔壁板	
③	腐食、破損	指定管理者
	汚れ、傷	入居者
	ベントキャップ	
④	腐食、破損	指定管理者
	汚れ	入居者
	避難はしご	
⑤	腐食、破損	指定管理者
	汚れ	入居者
	洗濯機用の排水金物	
⑥	腐食、破損、漏水	指定管理者
	排水詰まり	入居者

1. 腐食・反り・摩耗・破損についての基準は、機能に支障があるものに限ります。
2. 修繕区分が「指定管理者」の場合でも、入居者の故意・過失、通常の使用方法と異なる使用により生じた修繕は、「入居者」負担となります。
3. 団地または住戸タイプの違いにより、設置されている設備内容が異なる場合があります。
4. 入居後（※入居費を含む）1カ月以内は、「入居者」負担の項目でも、必要に応じて「指定管理者」負担で修繕します。